

河合町議会会議録

令和5年 12月15日 開会

河合町議会

令和5年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 （12月15日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第42号、議案第46号から議案第48号及び議案第51号から議案第53号までの委員長報告、討論、採決	4
○議案第43号から議案第45号及び議案第49号、議案第50号、議案第54号の委員長報告、討論、採決	16
○同意第31号の撤回	21
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議員発議第9号の上程、説明、討論、採決	31
○議員発議第10号の上程、説明、討論、採決	34
○議員発議第11号の上程、説明、討論、採決	35
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	36
○閉会の宣告	37
○署名議員	39

令和 5 年 1 2 月 1 5 日（金曜日）

（ 第 4 号 ）

令和5年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和5年12月15日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第42号 令和5年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第46号 河合町立集会所設置条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第47号 河合町立体育館設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第48号 河合町立体育館使用条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第53号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第43号 令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第44号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第45号 河合町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第49号 河合町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第12 議案第50号 河合町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 同意第31号 固定資産評価員の選任についての撤回について
- 日程第15 議案第55号 令和5年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第16 議員発議第9号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書
- 日程第17 議員発議第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦に向けた取り組みを求める意見書
- 日程第18 議員発議第11号 物価高の継続の下で、すべての国民に影響を与える消費税の減税を求める意見書
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	杵本貴司	２番	常盤繁範
３番	梅野美智代	４番	佐藤利治
５番	中山義英	６番	坂本博道
７番	長谷川伸一	８番	杵本光清
９番	大西孝幸	１０番	馬場千恵子
１１番	岡田康則	１２番	疋田俊文

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した者

町長	森川喜之	副町長	佐藤壮浩
教育長	上村欣也	企画部長	森嶋雅也
総務部長	上村卓也	福祉部長	浮島龍幸
環境部長	石田英毅	まちづくり推進部長 教育委員会 事務局次長	福辻照弘
総務部次長	小野雄一郎	教育委員会 事務局次長	中尾勝人
財政課長	松本武彦	税務課長	木村浩章
福祉政策課長	浦達三	子育て支援課 課長	明平直美

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和5年第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、岡田康則議会運営委員長より報告願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○11番（岡田康則） 最終日の議会運営委員会報告をいたします。

本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務文教常任委員会で審議されました議案第42号、第46号、第47号、第48号、第51号、第52号、第53号。

厚生建設常任委員会で審議されました議案第43号、第44号、第45号、第49号、第50号、第54号の審議終了後、同意第11号の撤回について、また、議案第55号の追加議案について審議した後に、議員発議第9号、第10号、第11号の3つを審議いたします。

また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を上程しております。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたします。

◎議案第４２号、議案第４６号から議案第４８号及び議案第５１号から

議案第５３号までの委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第１、議案第４２号、日程第２、議案第４６号、日程第３、議案第４７号、日程第４、議案第４８号、日程第５、議案第５１号、日程第６、議案第５２号、日程第７、議案第５３号を総務文教常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸総務文教常任委員長より報告を求めます。

○９番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西委員長。

○９番（大西孝幸） 総務文教常任委員会の結果を報告いたします。

去る１２月５日の本会議において当委員会に付託されました議案第４２号、第４６号、第４７号、第４８号、第５１号、第５２号、第５３号について、１２月１１日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第４２号 令和５年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

ふるさと納税推進事業費増額の根拠について質疑があり、今年の８月までは昨年度と同水準の寄附であったが、１０月から返礼品等の基準が厳格化されるということで、駆け込みの寄附もあり、９月の寄附額が昨年より４３２万７,０００円増額した。その影響で、１０月は昨年より１７４万３,０００円減額となったが、それでも９月、１０月の合計では、昨年より２５８万４,０００円の増額となっていること、また、今後、返礼品に関するポータルサイトをこれまでの１社から、他の同業種３社を年度内に順次増やす予定をしていることも踏まえ、寄附の増額を見込んでいるとの答弁がありました。

また、住宅維持補修費で不足が出た理由について質疑があり、雨漏り等が多く発生し、範囲の広い住宅もあった。また、人件費、材料費等の高騰により、金額がかなり上がっているとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員の質疑は２名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第46号 河合町立集会所設置条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

長楽公民館が集会所になった経緯について質疑があり、長楽自治会より、消防から指定避難所になっている長楽公民館に対して、防火対象物についての指摘が入ったということで相談があり、これをきっかけに調べたところ、土地については昭和57年3月31日より町の所有になっていた。また、物件についても、建築計画概要書を確認したところ、昭和57年4月26日で、建築主は河合町ということが判明したため、改めて、その使用形態が指定避難所にもなっていることなどを鑑み、長楽自治会の集会所としての位置づけが適切であると双方合意をし、管理区分なども他の集会所と同じ扱いをするという前提で、建物表題の登記を済ませて、今回の集会所設置条例の一部改正をしたとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第47号 河合町立体育館設置条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

条例の施行日は令和6年4月1日からとなっているが、それまでに旧第三小学校への移転は可能なのかとの質疑があり、ファシリティマネジメント推進室からは、改修工事は順調に進んでいるため、移転できると聞いているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第48号 河合町立体育館使用条例等の一部改正については、理事者より説明を受けました。

使用料を改正して、どれぐらいの収入を見込んでいるかの質疑があり、令和4年度決算ベースで、スポーツ施設全体で約217万円程度の使用料収入があり、今回改正すると約460万円ほどの収入を見込んでおり、差引きして244万円程度の増額を見込んでいるとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員の質疑は4名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、理事者より説明を受けました。

今回、通常の人事院勧告の内容のとおり令和5年4月からの遡及にしない理由について質

疑があり、今年度の予算への影響を避けるために遡及はしない方針を決定したとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員の質疑は4名の方からありました。

審議の結果、賛成者なしで否決することに決しました。

次に、議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

町全体の予算の見込みについて質疑があり、現在、予算編成中につき、令和6年度の町全体の予算については現段階で示すことができない旨の答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第53号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第42号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり。討論を求めます」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、議案第42号、討論を求めさせていただきます。反対討論をさせていただきます。

記載されている数字の内容は理解できるんですけども、私としましては、先ほどもほかの議案で説明があったように、人事院勧告に基づく今年度中の遡及、こういったものが計上されていない。これに関しましては、私としましては、抗議の意味合いを含めて、委員会中でも発言をさせていただいておりました。

内容については、財政状況を理解できる場所ではあるんですけども、本来であれば、人事に関すること、給与に関することというのは、最終手段として取るべきことであって、これに関しては、かねてより私のほうで意見として、様々な場所で申し上げさせていただいておりました。

今回、そういった形において、説明を事前に受けておりましたが、それに基づいて、12月4日に一般職員に対して通知文が出された形であります。これに関しても、私としては、非

常に遅い対応であったと、給与対象者としての人間に対しての説明としては非常に遅いのではないかなと。

そういった手続等も踏まえて、私としては、この補正予算案、不十分ではないかという判断をしまして、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第42号 令和5年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第46号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第46号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第46号 河合町立集会所設置条例の一部改正については可決されました。

議案第47号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第47号 河合町立体育館設置条例の一部改正については可決されました。

議案第48号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「反対討論です」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) それでは、第48号について、反対討論したいと思います。

住民へのサービス低下をなくして、町民が文化・スポーツを楽しみ、健康のためにも、反対いたします。また、スポーツ等に親しみ、趣味を同じくする仲間と交流を深めることで、高齢者の方など健康で生き生き過ごすことで、介護に係る費用も軽減されるということにもなります。そういったことも含めまして、反対いたします。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第48号 河合町立体育館使用条例等の一部改正については可決されました。

議案第51号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「はい、議長」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 長谷川議員。

○7番(長谷川伸一) 討論いたします。反対討論させていただきます。

12月4日付の森川町長の人事院勧告への対応方針について読ませていただきました。全部読ませていただきました。

まず、読んだ結果、私の考えですが、人件費以外の節減をまず図るべきではないでしょうか。その点。

また、中段に書かれています、収入の範囲で予算を組むという原則は重々よく分かってお

ります。これは、入るを量りて出るを制することの当然のことわり、理でございます。

令和5年の収入見込みは、予算よりかなり悪いのでしょうか。そういう懸念を私は持っております。このまま令和6年4月、人件費を会計することができるのでしょうか。そういった点からも含めて、今回は反対とします。まず1点。

それと、追加としまして、この3か月、予算編成までの3か月の間に、人件費以外の削減を、改革を強く求めます。

よって、私の考えとしまして、反対させていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、国家公務員の給与改正方針等に鑑み、本町一般職員の給与の月額、勤勉手当の額等を引き上げる条例改正でございます。職員の皆様は住民の皆様と同じく、現在の物価高や燃料費等の高騰により、苦しい生活を送っておられると思います。

私は本来、人事院の勧告に基づき、物価高に合わせまして、職員の皆様の給与等を4月に遡及して引き上げることが当然だと考えております。

しかし、先日の総務文教常任委員会におきまして、町長より、本町の経常収支比率等を基に、財政状況がいかに危機的な状況か説明がございました。その内容は、今回の職員の皆様の給与等の遡及に係る費用を捻出することだけではなく、このままでは早急に対応すべき、例えば子供たちの命や健康を守ることをはじめとした緊急対策事業が大きく停滞することが想定されます。何を優先すべきか、守るべきか、本当に苦しい選択であります。

およそ300名の職員の方々の生活を守る立場である町長はじめ担当部署の方々も、何とか職員の皆様の給与の遡及に関する予算を捻出するために、何度も何度も検討を重ねた上での苦渋の決断だと感じております。

一議員の立場から、今回のような職員の皆様の給与に触れるような議案に対しては、今回限りであることを強く強くお願いした上で、町民の皆様の生活を守るため、今回に限り議案に賛成させていただきます。

町長には、今回の職員の皆様への対応を含めまして、その重責を改めてご認識いただきまして、有言実行、現在の財政状況の立て直しに取り組んでいただきたいと思います。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私のほうからは反対の討論をさせていただきます。

私も、町の方がおっしゃっているように、4月から上げるのを極端に反対ではなく、本来、人事院勧告、国がこうすればいいのではないかというアドバイス、それを真摯に受け止めて、4月まで戻るべきというふうなことで、反対の意見を言わせてもらいます。

これは、職員にも何人か懇談会を取りました。その中で、仕方ないと、本音ですね、僕と1対1の。本音で仕方ないと言うた人は、一人もおりません。話したのは数名ですけども。その一部から言われたのは、人事院勧告で給与が減るときも、人事院勧告やから仕方ないということで苦汁を飲んできた。人事院勧告で上げなさいという指導をされているのに、なぜ真摯に受け止めないのか。

それと、余談になりますけれども、国から交付金というものが出ております、河合町にも。それは黙って頂く。国からの、こうしたほうが職員のモチベーションを上げるため、職員の生活を守るため、必要ではないかと。人事院の人は何も遊んでいません。調査研究をして、長いことかかった上で、もうそろそろ合わせていかなあかんのではないかと、上げてくださいということを言うているわけです。

さきの常任委員会でも言わせていただきましたけれども、やはり無記名の、誰か分からんというような無記名のアンケートを取るとか、やっぱり、いつも森川町長がおっしゃっているように住民ファースト、住民の意見を聞いていくんやと、その縮図として300名の職員の意見を聞いていくと、そういう行動が3日、4日あったらできるのに、何でできないかなと私は遺憾に思っております。

それと、人事院から言われたこと、人事院に言ったのか、うちはやらんということで、指導を受けたのか。この間も言いましたけれども、近畿事務局は大阪市福島区にあります。行ってくださいよ、うちはやらんと、ほかに方法ないんかと。そういう相談を一切していないのに、先日の時点では、していると聞いていません、それは。やれることはやるのに、もう一度否決された上で、明日から、今日お昼からでも検討に検討を重ねて、職員を守っていただきたい。

たった1,700万円です。僕はよう出しませんよ。でも、しかし、そのお金というのは将来の投資と一緒に、やはり返ってくると思うんです、1年、2年たったときに。これをしなか

った場合を考えたときに、皆様もよくご存じのように退職金、それと将来の年金も、少額ながら響いてきます。そういうこと、将来の老後のことまで責任持てますか、その人のこと。

責任持てるんだったら推してください、それを。そうじゃなかったら否決して、もっと職員の意見、考えに耳を傾けていただきたい。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 私も反対討論させていただきます。よろしいですか。

人事院勧告の実施時期が令和5年となっていることにおいて、令和5年4月に遡及せず令和6年4月になっていることにおいて、反対をしたいと思います。

遡及しない主な理由が、奈良県からも重症警報が出されている厳しい財政状況だからとなっています。しかし、委員会討議でも、一般職員の人事院勧告実施を今年4月に遡及しないのは、分かる範囲では河合町だけという答弁があります。重症警報を出されている他の3自治体も実施予定ということであれば、事実上の職員の賃金カットであり、極めて県内でも異例の対応となります。

そして、令和5年度の経常収支比率が100%を超えそうだというのが主な理由と言われました。今年度の経常収支比率悪化の主要な要因は、3年間繰延べしていた起債の償還が開始されたことです。この繰延べ方針を決めたのは理事者でもあります。そして、その軽減策を職員の賃金カットに求めるべきではないのではないのでしょうか。

また、繰延べ方針の際、新たに発生する5,000万円余りの追加利息の財源として、職員のカット分に対応する、このようにも説明してきたように、既に職員は繰延べ方針に対する負担を負っていると言えるんじゃないのでしょうか。

町長からの職員への説明文では、収入の範囲内で予算を組むという原則の徹底と書いてあります。しかし、現在の河合町財政、大変厳しいのは間違いありませんが、このような財源ができないということではないと思います。臨時的な費用の発生は他の自治体も同じであり、その財源をどうするかというのは、それこそ、その中でのやりくりだというふうに思います。

このようなやり方で危機感を醸成して、今年度決算の数値の見栄えをよくする、こういう方法は、結果として町財政への過剰な不安感をつくり、また、職員の意欲をそぐということになるのではないかというふうに思います。

以上の理由で、今年度4月に人事院勧告実施を遡及しない、この条例案の改正には反対を

させていただきます。

なお、もしこの条例が否決されたとき、人勧実施しないということになれば、それはあってはならないことであり、年度内人勧実施の条例改正案を改めて出すなども含めて必要だということを申し述べて、反対討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

杵本議員。

○8番（杵本光清） このことについて、シンプルに討論させていただきます。

令和5年4月に遡り支給するという意見から、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私のほうからも反対討論をさせていただきます。

2点ほど、理由として申し上げさせていただきます。

やはり今回の措置については、遡及した上で支給すべきと私は考えます。しかしながら、それに対しての町の対応、町長の対応としましては、来年度以降からという形なので、ご理解いただきたいという形の文書を一般職員に出されたと、全職員に出されたとするのは理解できます。しかしながら、遅過ぎます。

人勧が出たのは8月の下旬です。現在12月です。12月4日付で出されているという文書を見ますと、非常にこれは遅いんではなかったかなと、これが1点目です。

もう一点、その内容を見ますと、財政状況が悪いという団体として、今年度は見合わせるというような形で受け取れます。そういう形であれば、遡及はしないとしても、来年度からの本町の対応としては、遡及しなかった分も1年間限定で上乗せしてあげるとか、そういったことも検討されるべきではなかったのかなと。そういった話も全くございませんでした。財政状況が悪い、今年度の指標が悪い、そういった形で実施をスライドさせるという形であれば、そういった形も検討できたのではないかなと。そういった意味合いでも検討不足もあります。

もう一度皆さんで考えていただいて、遡及される方向で向かっていただきたいと。そういったところも踏まえて、反対討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 私も、来年4月からという給与改定には反対します。

そもそも人事院勧告というのは、公務員の労働基本権の制約の代償です。すなわち、公務員は、ストライキ等の争議の禁止をはじめとして、労働基本権が制約されており、賃金や勤務条件に関する交渉ができません。そこで、その代償として、人事院が公務員の待遇等についての意見を具申する人事院勧告が設けられています。

人事院勧告というのはそもそも、あくまで公務員の給与に対して勧告をなされるものであり、必ず地方自治体がそれに従わなければならないものではありません。ただ、地方公務員法第14条に情勢適応の原則があり、地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時適当な措置を講じなければならないと規定されています。

具体的には、毎年4月時点での公務員と民間従業員の給与比較を行い、格差が生じているならばそれを解消する、いわゆる民間準拠方式を基本として、国の給与制度、国の制度、社会情勢等を見て判断することで、河合町だけが突出して違うことをするのは難しいと考えます。

また、給与というのは、職員の働く意欲や優秀な人材の確保、住民サービスにも影響し、町政の発展には欠かせないものの一つであることから、人事院勧告に基づいて今年の4月から遡及すべきと考えて反対します。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対討論したいと思います。

職員の生活は物価高騰で、ますます厳しさを増しています。内容的には反対するものではありませんけれども、人事院勧告に基づかず、遡及せずに令和6年4月1日から実施となりますと、職員のモチベーションにも関わることもあります。

職員が生き生きと働くことは何よりです。明日の河合町を担ってもらう職員が生き生きと働く、そういった意味でも、この51号には反対したいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、これより議案第51号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。

したがって、原案について採決をします。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 賛成1名です。よって否決です。

よって、議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については否決されました。

議案第52号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「議長、討論を求めます」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) 反対討論をさせていただきます。

さきの一般職員、会計年度任用職員をメインとした、対象とした議案について否決されております。反対討論の中でもありましたが、しっかりと遡及を再検討していただきたいというところの部分、そちらのほうで答えを出していただかない限り、こちらのほうの第52号議案、私としましては賛成する余地がございません。

よって、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 反対討論したいと思います。

51号の審議の際に、委員会で町長が財政の厳しさを切々と語られ、理解をいただきたいと訴えられました。この第52号では、第51号と同様に、令和6年4月1日から実施するというふうになっています。この財政の厳しい中で、特別職を令和6年4月1日から値上げをするということです。4月1日からの期末手当を上げるという選択をすべきでないというふうに思います。

人事院勧告に従わない、そういった判断についても、この52号の上程そのものが疑問に思うところであります。

よって、反対といたします。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

中山議員。

○5番（中山義英） 私も、第52号については反対の討論をさせていただきます。

第51号で遡って遡及適用されないのに、なぜ第52号で、令和6年4月から上げるにしても、それはちょっとまた別の話かなと。だから、第51号がちゃんと正式に分からない段階で、第52号を来年の4月からするというのはおかしいという観点から反対します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより議案第52号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 少数であります。

よって、議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については否決されました。

議案第53号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり。討論を求めます」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対討論をさせていただきます。

さきの52号議案同様なんですけれども、一言で反対討論の言葉とさせていただきます。
まず一般職の給与を考えていただきたい、その意味合いで反対をさせていただきます。
以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

杵本議員。

○1番（杵本貴司） 議案第53号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきまして、反対の立場で討論いたします。

本議案は、国家公務員及び特別職の職責の給与改定に準じ、町議会議員に対して支給される期末手当を引き上げる条例改正でございます。

現在の河合町においては、周知のとおり財政状況が厳しい中、徹底した行財政改革が求められております。さらに、町民の皆様の生活においては、三十数年にわたり賃金が上がらず、追い打ちをかけるような物価高、燃料費の高騰により、状況は大変困窮しております。様々

な行政課題を解消し、住民の皆様の生活に寄り添うべきはずの議員が、自らの手で期末手当を引き上げることなどあってはなりません。

町民の皆様の生活を第一に考え、生活状況の把握に努め、まずは町民の皆様の可処分所得の向上に向けて、議会として一層努力されることを願い、反対討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 私のほうからも反対討論させていただきます。

財政が厳しいという理由であれば、今回、議員報酬については、期末手当だけとはいえ、人勧実施をしないという選択も必要ではないかと思います。来年4月からの実施等とはなっておりますけれども、この条例改正案については反対をさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 少数でございます。

よって、議案第53号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については否決されました。

◎議案第43号から議案第45号及び議案第49号、議案第50号、議案第54号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第8、議案第43号、日程第9、議案第44号、日程第10、議案第45号、日程第11、議案第49号、日程第12、議案第50号、日程第13、議案第54号を厚生建設常任委員会に付託しておりますので、佐藤利治厚生建設常任委員長より報告を求めます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○4番（佐藤利治） 厚生建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る12月5日の本会議において当委員会に付託されました議案第43号、第44号、第45号、第49号、第50号、第54号について、12月11日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第43号 令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

システム改修に当たり、国からの補助金には限度額があるのかとの質疑があり、制度改正の中身は現在、社会保障審議会で審議中であるが、制度改正の中身が決まり、補助金額が決定された際には、限度額を超えないよう対応したいとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第44号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

増補正の内容及び原因について質疑があり、過年度分の納め過ぎになった保険料の還付金であり、死亡によって生じた還付金について、当該年度中に返送がなかったものや賦課更正によるものとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第45号 河合町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

新しく条例が制定されるに当たり、河合町下水道事業特別会計条例が廃止されるが、下水道使用料は公債権から私債権になるのかとの質疑があり、公債権のままとの答弁がありました。

また、下水道事業の管理者を置かないことに対しての理由について質疑があり、河合町の事業規模を考えて置かないことになったとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第49号 河合町営住宅管理条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

入居状況、世帯構成や心身状況を見てという条件についての部分の条例改正の詳細について質疑があり、国が示している内容で、入居当初から世帯人数に不相応な規模の公営住宅に居住している場合等にも、公募によらずに他の公営住宅への特定入居を可能にできるよう、施行令が改正されたとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第50号 河合町空き家等対策の推進に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

今回の改正の要点は何かとの質疑があり、主な内容としては4点あり、1つ目は所有者の義務の強化、2つ目に空き家等の活用拡大の項目が追加、3点目は空き家管理の確保についてが追加、4点目は特定空き家の除去等についてが一部拡充されたとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第54号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

滞納者にも適用はされるのか、届出の時効期間は何年か、社会保険と国民健康保険のどちらも選択できる場合はどちらが対象になるかとの質疑があり、それぞれ滞納者も適用になるが、納税の勧奨に努める。また、時効期間については、税であることから5年、社保と国保とどちらの選択が対象になるかについては、国保の資格を見た上で進めていくとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、厚生建設常任委員会からの報告を終わります。

○議長（疋田俊文） これより議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第43号 令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第44号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第44号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第44号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については可決されました。

議案第45号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第45号 河合町下水道事業の設置等に関する条例の制定については可決されました。

議案第49号について、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第49号 河合町営住宅管理条例の一部改正については可決されました。

議案第50号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第50号 河合町空家等対策の推進に関する条例の一部改正については可決されました。

議案第54号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第54号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

10分間、暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◎同意第31号の撤回

○議長（疋田俊文） 日程第14、同意第31号 固定資産評価員の選任についての撤回についてを議題といたします。

佐藤壮浩氏の一身上の都合でありますので、退場願います。

（副町長 佐藤壮浩 退場）

○議長（疋田俊文） 理事者より、同意第31号の撤回理由の説明を登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） それでは、議案の撤回についてご説明を申し上げます。

令和5年12月5日に提出いたしました同意第31号 固定資産評価員の選任についてにつきましては、撤回をしたいので、河合町議会会議規則第19条第1項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

撤回理由については、佐藤壮浩氏本人より、一身上の都合により辞退したい旨の報告があったことによるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（疋田俊文） 質疑のある方。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今の町長のお話で、本人からの辞退ということで、分かりました。

ただ、これは今朝あったことなのか、なぜ今の段階になったのか。かなり、本人とお話しされてからの調整の時間というのがあった中で、その辺のことを、できたら、本人の個人のことではございますが、分かる範囲で、住民の方も、なぜ上げたり下げたり、そういうふうなことが行われたのかということを知りたいので。

私の中には当初、応援したいという議員の方からも、町長自ら法規には触れないというような話があったので、応援してほしいというような話まで、私のところには来ました。その中で、私もかなり悩みました。その辺の、今の段階になって取り下げた、今朝あったのか、それとも3日前にあったのか、1週間前にあったような話なのか、その辺のことを具体的によろしくお願いします。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

今回、当事者になりますけれども、副町長が辞退したいということを申し入れられたのが、昨日ということになっております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員、2回までです。

○4番（佐藤利治） やはり私も議会運営委員会の一員として、なぜ当初、話を聞いたときに、その案件をスルーして受け取ってしまったのか。

やはり、私にも個人的な責任はございます。副町長に関しては、こういう場で、ここまで引っ張って、申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。本当、今着席されておりませんけれども、申し訳ないなと謝りたいと思っております。

その中で、なぜ昨日あったときに、議運のメンバーまで話がなかなか届いていないのか、どういう流れで伝達が行われたのか、その辺のことを教えてください。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 昨日、副町長のほうから、辞任したいということの申入れがございました。それを受けて、町長がそれも含めて再度検討され、今回撤回するという形を決定されました。それを基に、議長のほうに報告をさせていただいたということでございます。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質疑を求めます。よろしいですか。

では、2回認められておりますので、1回目の質問をさせていただきます。

この同意第31号議案、こちらのほうを出されるまでのプロセスを確認したいんですけれども、何ら問題なく、こちらのほうの同意案件を出されたのかというところを確認したいんですが、いかがですか。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

まず、今回、副町長を上げさせていただいたというところでございますけれども、経験のほうで3か月半の経験があるというようなところと、あと、地方税法によりますと、知識や経験が必要というところが入っております。その知識と経験というのが、どこまでの知識と経験が必要なのかというところが、なかなか判断しづらいところがあったというふうに思っております。

ただ、他の自治体におきましても、実際に3か月、4か月で知識や経験を得ているという形で、選任されているという事例もございます。その辺も受けて、町としては、まずは原案でいかせていただくという形で考えておりました。

その後、副町長から、一身上の都合ということで辞退をしたいということでございましたので、またそれも含めて、再度検討して、今回撤回という形になったところでございます。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

内容理解できましたが、そもそも、お伺いしたいんですけれども、私としましては、職歴の部分で何点か質疑しないといけない必要があるなというところで、準備をさせていただいたんですが、今お話しいただいたご答弁の内容で理解できました。

しかしながら、1点、どうしても疑義がございますので、再度確認させていただきます。

この同意案件を出す際に、取り下げられた、一身上の都合でという形で、昨日申入れをされた方にしっかりと、案件として出しますよということを確認したんですか。何でこんな形になっているんですか。

何らかの形で事前に打診があつて、こういう形で、評価員というのは定員1名ですね。こちらのほうを出しますよという形のものを、ご本人さんと確認した上で、議会初日に合わせて上程されていると思うんですけれども、その際にはしっかりと確認した上で、これを出されているんですか。そこを確認させてください。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） そのあたりにつきましては、確認のほうをさせていただいております。ただ、私のほうで、まずは確認させていただいたんですけれども、その際の説明の部分が、ちょっと不備なところがあったかも分かりませんが、確認のほうをさせていただきました。

ただ、その後、例えば、副町長でなければいけないのかとかいうようなところの部分も、副町長そのものが、そういうところの思いもあったかも分かりません。そのことによって、辞退ということがあったのかというふうに推測はしております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 森川町長にお尋ねします。

今回の評価員の選定について、私も勉強しまして、地方税法をかなり読みました。そのほ

か、いろんな法律の文章を読みました。

そこで、固定資産評価員の重要性、非常に重たいものであります。評価員の職務を読みますと非常に重たい。まず、河合町の収入に係る固定資産税をジャッジする評価員ですので、その点をどのようにお考えで、このようなことを、その業績の、職務の重さをどのように思っておられるか。これは質問するのは、次にどのような人選を考えておられるのか、その点を教えていただきたいんです。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

大変、固定資産評価員さんは重責を持っていただいて、しっかりと審議をしていただく。そのためにはしっかりした方をと、今後もそういう方を選任していきたいと考えております。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

中山議員。

○5番（中山義英） 固定資産の評価員というのは、そもそも固定資産の評価に関する知識、経験、ということは当然、土地、家屋、これを評価できないと駄目なんです。

私、前職時代、7年ほど固定資産におりましたけれども、できません、土地と家屋の評価は。それほど、これはややこしい。なっていたいた以上、知識と経験を蓄積していただく意味で、2年、3年、そこらで交代するような職じゃないです。これ、任期決まっておりますので、長く続けていただきたい職なので、次に選任していただくときはできるだけ、5年、10年と続けていただけるような人選を選んでいただきたいなと考えております。そのあたりはどうでしょうか。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 今回、撤回という形にさせていただきたいというふうに思っております。

また、当然、算定というのが、来年の初めからというか、既に始まっております。その部分がありますので、今度また新たな選任をさせていただく際には、今言っていたことも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） お諮りします。

同意第31号 固定資産評価員の選任についての撤回について、これを承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、同意第31号 固定資産評価員の選任についての撤回については承認することに決定いたしました。

佐藤壮浩氏、入場願います。

(副町長 佐藤壮浩 入場)

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) それでは、理事者の方より、追加議案、議案第55号の1議案について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長(佐藤壮浩) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 副町長。

(副町長 佐藤壮浩 登壇)

○副町長(佐藤壮浩) それでは、本定例会に追加議案として上程いたされました第55号についてご説明いたします。

議案第55号 令和5年度河合町一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

今回の補正は、令和5年度国の補正予算に伴い、地方創生臨時交付金事業を実施するものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億8,234万円を追加し、予算総額を82億4,647万8,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、3ページをお願いいたします。

1事業で、2,749万9,000円を計上しております。これは、後ほどご説明いたします地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金追加分を受けて実施する事業でございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

10、11ページ中段をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目36新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費、価格高騰重点支援地方交付金分では、歳入で計上しております3,985万3,000円のうち、本年6月定例会で予算化した同事業、地域振興券配布事業、学校給食費負担軽減事業、乳幼児食育支援給付金事業へ1,235万4,000円を財源充当、そして、新たに学校等の給食費負担軽減及び給食材料費の一部を補助するとして、合計2,749万9,000円増額するものでございます。

なお、これらを繰越明許費として、3ページ第2表で計上しております。

次に、目37新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費、価格高騰交付金低所得世帯支援分では、住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり7万円を支援するとして、1億4,916万7,000円増額するものでございます。

次に、上段の目12財政調整基金費では、財源調整として、567万4,000円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

8、9ページをお願いします。

款15国庫支出金では、地方創生臨時交付金、価格高騰重点支援地方交付金低所得者支援枠追加分として1億4,916万7,000円、同じく電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金追加分として3,985万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

また、款19繰入金では、財源調整として、財政調整基金繰入金を668万円減額するものでございます。

以上、歳入歳出1億8,234万円の増額補正となっております。

議案第55号の説明は以上となります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（疋田俊文） 質疑のある方は発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、4点伺います。

1点は、今回、重点支援金のほうの交付金としては、3,985万4,000円が歳入として上げられておりますが、支出として使う分としては、2,749万9,000円の事業分として出されております。その差があるわけですが、それについては一般財源として、6月分の補正予算で成立して、現在実施されている分で、当初1,336万円、一般財源に入れるとなっていた分の中の一部を結局、言わば戻すというか、そのために使うというふうに見えるんですが、そういう

やり方というのは、別の交付金でありますけれども、今の分を遡って前のやつに充てるというのは可能なんでしょうか。

それから、2つ目は、財政調整基金の動きについて、確認の意味で質問します。

先ほど成立した第42号の補正予算（第7号）の分で、結局、財政調整基金の繰入れとか、または積立てのマイナス積立てとかいうことで、一定、財源確保の調整がされましたが、今回のこの補正では、逆にそれを言わば戻したり、また積み立てるという補正になっております。そうなりますと、この補正を加えたら、結局、調整基金は幾らになるのでしょうか。

それから、3点目、中身の件ですが、給食食材の価格高騰分についても、これは繰越しということになるみたいですが、来年度に上げられております。それ以外の給食負担軽減分については、事前の通知の際に、今と同じ半額、6か月分というふうになっておりましたが、この価格高騰対策分というのは、これは1年分として実施する予定なんでしょうか。また、それは結局、給食費を値上げしないようにという、これは予算ではありますけれども、そういうつもりでの計上なんでしょうかということです。

それから、最後4点目ですが、非課税世帯の分ですけれども、事前にこういうものが出るということで金額通知があった際には、1億614万円という形で書かれていたように思うんですが、今回の議案では、歳入1億4,916万7,000円となっておりますが、それは何か理由があるのかということと、こちらにつきましては、繰越しということではないようですので、いつから実施をする予定なのかということで、ちょっと4点伺いたいと思います。

○議長（疋田俊文） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） まず、1点目でございます。

6月に補正をして行った交付金の際に発生した一般財源、ここに対する充当というのは可能でございます。同様の追加分という形で今回交付されておりますので、充当はできるというところでございます。

また、基金の積立て後の額でございますが、まず12月の、先ほど承認されました議案におきましては、96億84万3,000円ございました。ここに、今回の歳出として計上した繰出金567万4,000円を加算いたしまして、9億6,651万7,000円となる予定でございます。

次に、繰越しの部分に関してでございます。

まず、給食費の減免につきましては、6か月ということでございます。あと、食育の補助ということで、こちらにつきましては1年分を行う予定でございます。

最後、4点目でございます。

限度額として国から示された額というのが、1億614万円でした。事業計画といましては、今回、1億4,900万円何がしということで計上させていただいております。この差額につきましては、精算されると、100%交付金追加で交付されるというふうを考えております。

○議長（疋田俊文） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 4番目の、いつから事業を開始されるのかとの質問があったと思うんですけども、そちらにつきましては、議会のほうで承認していただければ、順次準備に入っていきますので、12月から来年の3月までという形で考えております。

ただし、支給に関しましては当然、システム改修、対象者の抽出、封筒の作成等々ありますので、1月の支給になるかと考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 財政調整基金の分につきまして、今回の補正の分で、積立ては先ほど言われたとおりなんですが、歳入のところで、繰入金として668万円がマイナス補正ということで、この分の予算額としては、基金のほうではプラスになるのではないかとと思われるんですが、どうでしょうか。

それも含めて、結局、一般財源のところで使う予定だったものが、逆に今回の補助金も活用する形で、言わば戻すという、確保するようになると思いますけれども、この分はどう使うかということなどは考えられておられるのでしょうか。財源だけ確保したということになってしまうのもどうかというふうに思ったりします。そういう点では、それこそ先ほどの給与の問題、人勧の問題じゃないですが、そういうことも含めて、財源はできたというふうに見ることはできないのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） まず、充当するところの約1,300万円、こちらにつきましては、一般財源というところで、特にこれに使うというものではございません。現段階においては、補正予算内で出た部分として、基金に差額を積み上げるというようなところでございます。特に使用の用途というのはございません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 11ページの価格高騰重点支援給付金の追加分についてお尋ねします。

報酬とか職員手当等でお出しておりますけれども、これは、会計年度任用職員は何名で、何か月採用されるのか、詳細なことを教えてください。

○議長（疋田俊文） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 今の長谷川議員のご質問についてお答えします。

報酬につきましては、一応、会計年度任用職員は2名、12月からということで考えておりますので、4か月分という形で予算のほうは計上しております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 9ページの2歳入、款15国庫支出金、項2国庫補助金の中で、区分の16地方創生臨時交付金の中の3,985万3,000円ですか、その中に項目、説明で、電力・ガス・食料品等価格高騰ということをやられているんですけれども、これはちょっと時間がなかったので、簡単な質問しか私はできませんけれども、今現在行われているプロパンガス、これもこれで継続してやっていくのかどうなのかということをやちょっと、住民の方はかなり利用者が多いので、興味持たれているもので、答えていただけますか。

○議長（疋田俊文） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） プロパンガスに対する市町村からの補助というのは、今現在行っていないというふうに、私は今認識しております。

今回のこの交付金の用途につきましては、食料品等という部分を今回チョイスさせていただいて、子育て支援に充てるところから、給食費に使用させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今日、県会も最終日を迎えていますけれども、上程されているということで、継続ということを知っております。だから、その動きを見た上で、河合町住民も判断すると。

先ほどの答弁の中で、この中には具体的にプロパンガスを補助するという項目はないと、県の動きを見て判断するという、住民に対して、説明でよろしいですか。今日、上程されていると思いますわ。

○議長（疋田俊文） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 申し訳ございません、県議会で上程されている内容につきましては、すみません、十分に私、承知しておりません。ただ、県の補助の内容によって、県議会の結果によって、そういった形で周知していただくということは可能ではないかと思えます。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質問2回目、させていただきます。

同じく11ページの報酬、下段の管理職特別勤務手当4万円を計上しておりますけれども、これは管理職、何名、何日分を考えておられるのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 一応予算の組み方としましては、過去の例を参照させていただきまして、2名の2日分という形で考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

中山議員。

○5番（中山義英） 同じく10ページ、11ページ、新型コロナウイルス感染症対策の低所得者支援分、先ほどの説明で、住民税非課税世帯という説明があったかと思うんです。これ、給与収入だけであればどれぐらい、また、年金をもらうてはる方、年金収入であればどれぐらい、よくあるのが高齢世帯でも、夫婦で年金もらうておられる場合がありますよね。その場合で、目安として、住民税非課税になるのはどれぐらいの金額か、それをちょっと教えてください。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、ちょっと今、手元にその資料がございませんでして、後ほど答弁させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、先ほど、後ほどということを行いましたけれども、資料のほうをお渡しさせていただくという形でよろしいですか。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） できたら、給与だけやったらどれだけ、年金収入やったら当然、65歳未満、65歳以上で変わってきます。高齢世帯で年金だけしかない世帯、2人合算してどれぐら

いかという、そういう資料を下さい。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 今言っていただきました部分につきまして、また資料のほうをお渡しさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論を求めます」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成をさせていただきたい討論なんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（疋田俊文） はい、常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成討論させていただきます。

この議会中に、第42号議案については、私、反対の討論をさせていただいております。反対の姿勢を示しました。その結果としましては、賛成多数で可決されております。

その状況の中で、この補正された追加の議案については、金額等については、私としてはいまだに納得、具体的に言いますと、歳入歳出予算の補正という部分の第1条に書かれている金額ですね。こちらの部分に関しましては、一般職員の給与が反映されていないと、遡及されていないというところの部分で、納得はできていないんですけれども、今回補正されている内容については十分理解した上で、賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） これより議案第55号の採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第55号 令和5年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

◎議員発議第9号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第16、議員発議第9号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書を議題とします。

お手元に配付しております所定の賛成者があります。

提出者の梅野美智代議員の説明を求めます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書。

令和5年12月1日、西和医療センターの移転・再整備に関する西和七町の説明会が開かれ、その候補地として、JR法隆寺駅南側地区、斑鳩町が示されました。

西和医療センターは、昭和54年4月の開院以来、40年以上の長きにわたり、西和地域の中核病院として、地域住民が最も頼りとする身近な総合病院として、救急医療を含めた地域医療を担い、安心できる医療体制を提供していただいてまいりました。

さて、国では、こども家庭庁が令和5年4月に発足し、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、こども施策の基本的な方針や重要事項等を定めるこども大綱が示される予定です。

国の施策の充実等により、子育て世帯の増加が期待されますが、この西和地域には、分娩が可能な施設は1診療所と1助産院のみであり、慣れ親しんだ場所や住まいの近くで子供を産むことができない状況であることから、安全に安心して妊娠、出産と子育てができる医療体制が望まれます。

また、医療DX推進に当たり、オンライン資格確認システムのネットワークを拡充することで、医療機関や薬局、介護事業所、自治会、保険者等の間で保健・医療・介護の情報を共有する全国医療情報プラットフォームを国において構築中であり、令和8年度から全国的に運用開始を予定されています。

そこで、地域医療を担う新病院の設置に当たり、広く快適な環境の下、治療を受けることができる環境整備を図ることはもちろんのこと、特に下記の機能充実等を図るべき、新西和医療センター整備基本計画へ反映されることを強く要望します。

1、分娩を含む周産期医療体制の一体的整備。

2、小児救急体制の充実。

3、医療・介護のオンラインによる情報連携をはじめとした地域包括ケアシステムの整備。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際は、奈良県知事へ意見書を提出いたします。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して、採決を行いたいと思います。

討論。

杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 意見書につきまして、賛成の立場で討論いたします。

西和医療センターについてですが、意見書の文面にもありますように、昭和54年の開院以来、西和地域住民が最も頼りとする身近な総合病院としまして、安心できる医療体制を提供していただいております。

その上で、意見書の1点目にあります分娩を含む周産期医療体制の一体的整備につきまして、西和医療センターでの産科分娩については、一旦休止したものの、平成27年に再開していましたが、その後、夜間や休日の分娩に十分に対応する医師等の確保が困難であることで、また、平成30年に移転・開院した県総合医療センターでの周産期医療体制が充実したことによりまして、令和元年8月から、健診は西和医療センター、分娩は県総合医療センターで行う仕組みとなったと認識しております。

両医療センターの連携によりまして、一体的な運営体制が取られているものの、やはり、より身近な西和医療センターで安心して健診、出産、そして産後健診など、一貫して受けられる環境整備が望ましいことは言うまでもありません。

分娩休止の令和元年以降、分娩の再開を希望する声があり、また、奈良県議会におきましても、一般質問等を通じ、そのような要望がありましたが、体制整備に医師確保の課題が多く、実現には至らなかったものと考えます。

昨年策定されました新西和医療センター整備基本構想でも、産科診療については、妊婦健診、産後ケアは西和医療センターで行い、分娩は県総合医療センターで行う一体的な運営体制を維持するとされております。しかし、令和6年3月に、近大奈良病院の分娩が休止されることが発表され、周辺の医療提供体制に変化が生じております。そのため、改めて西和医療センターでの分娩、周産期医療体制の整備について、要望していく必要があると感じております。

医療従事者の人材確保という大きな課題はありますが、引き続き医師等の確保に取り組んでいただき、山下知事の下、解決を見だし、新西和医療センターに分娩を含む周産期医療体制が確立されることを大いに期待するものでございます。

また、奈良県は、関西広域連合への全部加入を目指しており、これが実現しますと、他府

県との広域医療の連携が進み、特に小児を含む救急医療のさらなる充実・強化が期待されるものであります。

これらを通じまして、西和医療圏、そして奈良県全体の医療体制の一層の充実が強化され、住民の皆様の安全・安心な暮らしに資することを望みまして、賛成とさせていただきます。
ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 議員発議第9号に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第9号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書は可決されました。

◎議員発議第10号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第17、議員発議第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦に向けた取組みを求める意見書を議題とします。

お手元に配付しております所定の賛成者があります。

提出者の長谷川伸一議員の説明を求めます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦に向けた取組みを求める意見書。

本年10月、パレスチナ武装勢力ハマスのイスラエルに対するテロ攻撃により、一般市民が犠牲となるとともに人質として拘束されたことを直接的な契機として、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する空爆や地上侵攻が継続している。ハマスとの戦闘において、1万7,000人を超える人が命を失い、一般市民にも犠牲が生じている。とりわけ子供たちの犠牲は7,000人を超えている。

国際連合安全保障理事会は、本年11月、特に子供を守る重要性から、ガザ地区での戦闘休

止や人質の解放等を求める決議を我が国を含む賛成多数により採択しており、一般市民の危機的状況を改善しなければならないとの国際社会の意思が表明されたところである。

しかしながら、現在も、生命の危機にさらされ続けている人々の状況は極めて深刻であり、国際人道法のいかなる場合においても生命と尊厳を守るべきとの理念を尊重し、この戦闘により一般市民が直面している危機的な人道状況を改善し、事態の早期鎮静化を図ることが求められている。

よって、本町議会は、日本国が国際社会の一員として恒久的世界平和を求める立場から、関係国、国際機関と連携しつつ、全ての当事者に対し、採択された決議に基づく誠実な行動や国際人道法の遵守を求めるなど、あらゆる外交努力を尽くすことを求める。そして、ガザ地区における戦闘休止や人質の即時解放に向けた取組を継続するよう、世界の片隅から強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長へ意見書を提出いたします。
終わります。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第10号に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第10号 パレスチナ自治区ガザ地区における人道的休戦に向けた取組みを求める意見書は可決されました。

◎議員発議第11号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第18、議員発議第11号 物価高の継続の下で、すべての国民に影響を与える消費税の減税を求める意見書を議題とします。

お手元に配付してのとおり所定の賛成者があります。

提出者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、物価高の継続の下で、すべての国民に影響を与える消費税の減税を求める意見書について提案させていただきます。

昨年来の急激な物価高が今なお継続し、国民の暮らし、なりわいにも大きな影響を与え、消費も冷え込んでいます。物価高により家庭の負担増は、1年前より1世帯10万円以上にもなると言われています。政府は物価高対策として、ガソリン・電気・ガスなどへの経済対策、非課税世帯への給付、自治体への補助金、そして所得税減税など取組を進めています。しかし、全国民への物価高対策となっておりません。

今、全ての国民に波及する物価高対策が必要です。全ての国民に影響を与え、内需の拡大につながる消費税減税こそ求められています。

物価高は日本だけではなく、世界に広がるコロナ後の物価対策として、100を超える国・地域で消費税、付加価値税の減税が実施されています。

以上の理由により、長引く物価高の下で、国民の暮らし、なりわいを守るために、消費税減税の実施を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長へ意見書を提出いたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議員発議第11号に賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議員発議第11号 物価高の継続の下で、すべての国民に影響を与える消費税の減税を求める意見書は可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から議会規則第73条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続したい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長報告のとおり、閉会中も継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告の申出のとおり、閉会中も継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(疋田俊文) 以上をもって、今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

よって、令和5年第4回定例会は、ただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前11時48分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 常 盤 繁 範

署 名 議 員 梅 野 美智代